



申 申込先 詳 詳細の問い合わせ先 料金の表示のないものは無料です

！ オオキンケイギクの栽培・保管・運搬等は禁止されています

オオキンケイギクは生態系に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、栽培・保管・運搬などが禁止されています。

▶特徴…草丈は、30～70cm程度。根元付近から束状に生え、4月～7月ごろコスモスに似た形の黄色い花を咲かせます。

▶発見したときは…ご自宅の庭先などに生えている場合は、ご自身で駆除をお願いします。公園・河原・土手・道路などの公共の場所に生えている場合は、その管理者にご連絡ください。

▶駆除の方法…刈り取っても土の中に残った部分からすぐに再生するため、種子ができる前に丁寧に根から引き抜き、袋に入れて数日間天日にさらし、枯死させてから可燃ごみとして処分してください。また、翌年以降、種子の発芽や根茎から再生がみられないか確認してください。完全に駆除するためには、数年にわたり抜き取りを行うことが必要です。

詳 環境政策課 ☎823-9209

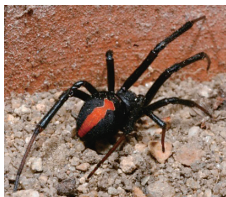
！ セアカゴケグモにご注意を！

気温が高くなるこれからの時期は、セアカゴケグモの活動が活発になってきます。触るとかまれることがありますので、屋外で作業する場合は、軍手を着用するなど注意をお願いします。

セアカゴケグモを発見した場合は、クモが逃げてしまわないうちにまず駆除してください。

▶駆除方法…靴などで踏みつぶす。市販の家庭用殺虫剤(ゴキブリ用など)を吹き付ける。卵のうは完全に踏みつぶすか、焼却する。

駆除後は、環境政策課まで連絡をお願いします。かまれた場合は、速やかに医療機関を受診してください。



詳 環境政策課 ☎823-9209

！ 運転免許証の自主返納者等にバス・電車の料金を支援します

「ナイスエイジですか」5,000円分(デポジットを含む)を支援します。

▶対象…①7月1日以降に返納・失効した②令和2年度末時点で65歳以上③市内に住民登録がある——以上の全ての条件を満たす方。

▶申し込み…7月1日(水)～令和3年3月31日(水)、とさでん交通(株)はりまや橋サービスセンター(はりまや町1-5-33 土電ビル1階)へ直接。先着1,000人。



詳 暮らし・交通安全課 ☎823-9487

！ 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対して、対象児童一人当たり1万円を支給します。

支給対象者は、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者で、申請は不要です。対象者には、6月以降に案内書を発送予定です。



詳 子育て給付課 ☎823-9447

！ 児童手当の現況届の提出をお忘れなく

6月1日現在児童手当の受給資格がある方は、現況届の提出が必要です。

6月上旬に現況届の用紙をお送りしますので、6月30日(火)までに原則郵送で提出してください。また、子育てワンストップサービスを利用した電子申請も可能となっています。希望者は市ホームページの児童手当の項目をご確認ください。

現況届を提出しないと受給資格の更新がされず、令和2年6月分以降の手当(10月支給分)の支給ができませんのでご注意ください。公務員の方は、勤務先での手続きが必要です。

児童手当は市内に住民登録があり、中学生までの児童を養育している方に支給されます。受給資格があっても、未申請であれば支給されません。

申 詳 〒780-8571 本町5-1-45 子育て給付課 ☎823-9447

！ この道25年！輝け、匠の技！技能功労者の推薦

優れた技能を有し、社会の発展に功績のあった技能者の方を表彰します。

対象は市内に住民登録のある功労顕著な技能者で、①25年以上同一職業に従事している②優れた技能を有し、ほかの技能者の模範と認められる③引き続きその職業に従事するか同一職業の指導者的立場にある——以上の全ての条件に該当する方。

推薦は、所属している団体か、同一または関連する業種の技能者が、所定の推薦書に必要事項を記入し、7月10日(金)までに直接または郵送で。推薦書は産業政策課で配布中。産業政策課のホームページからもダウンロードできます。



申 詳 〒780-8571 鷹匠町2-1-36 産業政策課 ☎823-9456

！ 放課後児童クラブ支援員の募集

放課後児童クラブで、遊びや生活の支援を行っていただく方を20人程度募集します。

対象は、教諭・保育士等の資格を持ち、児童の健全育成に関心のある方。

募集期間は6月1日(月)～19日(金)。一次試験は7月5日(日)。募集案内は子ども育成課で配付中。



申 詳 子ども育成課 ☎823-9482

令和2年度分の市・県民税納税通知書をお送りします

市・県民税は、前年の1月1日～12月31日の1年間の給与や年金、事業などの所得に応じて課税される税金で、令和2年度分は、令和2年1月1日現在で居住する市町村で課税されます。そのため、その年の途中で転出などの異動があっても1月1日に居住していた市町村へ市・県民税の全額を納めていただくことになります。課税になる方には6月10日ごろに納税通知書をお送りします。なお、市・県民税を給与から特別徴収されている方には、事業所を通して市・県民税特別徴収税額決定通知書をお送りしています。

申告はお済みですか？

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告を行う義務はありませんが、所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。確定申告を行う義務のない方のうち市県民税が課税されている方は、生命保険料控除や社会保険料控除(年金からの天引き分以外)など各種控除を市民税課に申告することで、市県民税が軽減される場合があります。

令和2年度からの主な改正点

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住に供した場合、住宅ローン控除の適用期間が10年間で13年間に延長されました。具体的な控除の方法については市ホームページでご確認ください。

▶給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられると同時に、基礎控除の控除額が33万円から43万円に引き上げられます。※非課税措置の合計所得要件なども10万円引き上げられます。

▶基礎控除・公的年金等控除額に適用上限額が設定され、給与所得控除において上限となる給与収入額が引き下げられます。

▶未婚のひとり親に対する税制上の見直しなど…婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子(総所得48万円以下)を有する単身者について、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。また、非課税措置(合計所得135万円以下)を受けられる対象となります。※合計所得が500万円を超える場合、対象外となります(従来の寡婦控除を受けられていた方も同様に所得制限が設けられます)。

これらの改正に合わせ、控除額などが変更されるものがありますので、年末調整時や来年の申告に際しては、事前にホームページなどをよくご確認ください。

詳しくは市民税課 ☎823-9421へ

プラスチックは分別して出しましょう

●プラスチック製容器包装

汚れを簡単に水洗いし、毎週水曜日の「プラスチック製容器包装」の収集日に出してください。

※水洗いで汚れが落ちないものは、週2回の「可燃ごみ」の収集日に出してください。



プラスチック製容器包装の例



詳しくは環境政策課 ☎823-9209へ

●ペットボトル

キャップとラベルを外し、水ですすいだ後、押しつぶして店舗等の回収ボックスへ出してください。

※外したキャップとラベルは、毎週水曜日の「プラスチック製容器包装」の収集日に出してください。



店舗等の一覧表など、詳しくは環境政策課ホームページをご覧ください



これら以外の商品そのものがプラスチック(CD・バケツ・歯ブラシ・おもちゃ・ボールペン等)で45リットルの袋に入るものは週2回の「可燃ごみ」の収集日に出してください。